

第 151 回 理 事 会 議 事 次 第

日本商品先物振興協会

開催日時 令和 6 年 9 月 17 日（火）午後 2 時～

開催方式 会 場 参 集 方 式

開催場所 日本商品委託者保護基金 会議室

（東京都中央区日本橋人形町 1－1－11 日庄ビル 3F）

議 案

第 1 号議案 商品デリバ会議のとりまとめ文書（案）について

第 2 号議案 令和 7 年度税制改正要望について

その他〔報告事項〕

以 上

商品デリバティブ取引活性化検討会議において開陳された意見



2024年9月17日
日本商品先物振興協会
商品デリバティブ取引活性化検討会議

一．初めに

商品先物取引は多種多様な参加者による十分な取引量があって初めて「公正な価格形成機能」や「適正価格の発見機能」、また「希望する価格でのリスクヘッジ機能」等本来期待されている機能を発揮することができる。

このような本来機能の発揮が期待されて2020年7月末に総合取引所が始動したが、約4年が経過した今日でも、残念ながら未だ商品市場は十分な取引量を得たといえる状況にはない。

本会としてはこのような状況を踏まえて、取引活性化のためには何が必要か商品先物取引の現場で業務に従事している会員各社の意見を一度整理し、そのうえで、次の取組みにつなげていく必要があるのではないかと考えに基づき、会員企業の役職員を委員とする「商品デリバティブ取引活性化検討会議（以下、本稿において「検討会議」）」を設置し、2023年12月から2024年4月まで5回にわたって市場活性化の障害となっていると思われる要因について討議した。

本文書は、検討会議において開陳された各社の意見の意見を分野ごとに整理した「整理文書」であり、少しでも関係各位の参考となれば幸いである。

【凡例】

商先法：商品先物取引法	TOCOM：東京商品取引所
商先法省令：商品先物取引法施行規則	JSCC：日本証券クリアリング機構
商先業：商品先物取引業	堂島取：堂島取引所
金商法：金融商品取引法	TFX：東京金融取引所
金商法政令：金融商品取引法施行令	デリバ：デリバティブ取引
業府令：金融商品取引業等に関する内閣府令	
JPX：日本取引所グループ	
OSE：大阪取引所	

二. 取引活性化の障害となっているのではないかとして会議参加者から寄せられた意見

総合化されたデリバティブ取引所が期待された機能を十全に発揮するためには、商品関連市場デリバティブ取引と有価証券等を原資産とするその他のデリバティブ取引との間の制度的な「段差」を解消若しくは縮減することで、証券会社の参入が促進されるよう整備することが必要ではないかとの意見が開陳された。

他方で、商品先物取引や商品関連市場デリバティブ取引を取扱う既存の業者にあっても、法令遵守体制等に係る更なるレベルアップが必要ではないかとの意見も開陳された。

具体的には以下の通り。

(1) 商品関連市場デリバティブ取引とその他の市場デリバティブ取引、商先法と金商法の間の各種「段差」に関する意見

①商品関連市場デリバティブ取引とその他の市場デリバティブ取引間の勧誘行為規制に係る段差

(金商法第38条第4号、同政令第16条の4、同業府令第117条第1項第8号の2)

商品関連市場デリバティブ取引とその他の市場デリバティブ取引の「段差」の一例として、勧誘行為規制に関する段差を指摘する意見があった。

具体的には、金商法において市場デリバティブ取引については不招請勧誘禁止の適用対象としない一方で、その中の商品関連市場デリバティブ取引については、訪問・電話による勧誘受諾意思の確認が禁止されている。これは実質的には不招請勧誘禁止措置と同様の効果をもたらし、同じ市場デリバティブ取引でありJ P X傘下のO S Eに上場されているもののうち、日経225先物を始めとする証券・金融デリバティブ取引は個人顧客への訪問・電話勧誘が可能であるのに対し、商品関連市場デリバティブ取引は訪問・電話による勧誘受諾意思の確認が禁止されている。同じ取引所、同じ所管法（金商法）で管理され、OSEの先物取引等取引参加者資格を有している者であれば商品関連市場デリバティブ取引もその他の市場デリバティブ取引も取り扱うことができるにもかかわらず、勧誘規制が異なっている部分があることは、顧客にとっても市場仲介業務を行う事業者にとっても複雑で分かりにくいし、事業者にとっては制度対応のための従業員の教育や社内体制の整備に係るコスト、またシステム対応に要するコスト等がかさむが見合う収益が期待できないことが、証券会社の参入障壁になっているのではないか、というものであった。

②商品関連市場デリバティブ取引と商品先物取引の間の勧誘行為規制に係る段差

上記①に加えて、金商法が所管する商品関連市場デリバティブ取引と商先法が所管する商品先物取引との間の規制体系の差異はさらに大きく、その一例として、勧誘行為規制に関して商先法と金商法との間の制度的段差を指摘する意見があった。

即ち、商先法においては、商品先物取引全般を原則不招請勧誘禁止としつつ国内外の取引所取引で発生しうる損失が取引証拠金の範囲内に限定されるものについては禁止の対象外とすることで損失リスクの大小によって異なる規制を定めているのに対し、金商法における商品関連市場デリバティブ取引は先述した通り損失リスクの大小による差異を設けることはなく、訪問・電話による勧誘受諾意思の確認一律に禁止されている。

その他、金商業登録を受けている事業者が商先法上の商品先物取引業に従事しようとする場合には、業者資格、外務員資格を別途取得する必要がある、上述の顧客勧誘の場面、また取引開始後の顧客管理の場面、また当局への届出事項等においても異なる規制、異なる所管法であることから、証券会社が商品先物取引にまで進出するのは商品以外の市場デリバティブ取引から商品関連市場デリバティブ取引に進出するよりも更にハードルが高い、というものであった。

(2) 既存の商先業者のレベルアップに関する意見

各種制度上の「段差」が見直されることで、より多くの事業者が参入される環境が整備されることが望ましいことは言うまでもないが、そのためにまずは既存の商品関連デリバティブ取引に従事している事業者が、リスクマネジメント全般についてレベルアップし、顧客本位の業務運営を確固たるものにするためにも、例えばA I等を導入して営業に係る通話を録音・モニターする体制整備を強化する等の取組みが必要ではないかとの意見もあった。

勧誘行為に係る規制の「段差」

①個人顧客に対する訪問・電話による勧誘規制（商品関連市場デリバティブ取引vsその他の市場デリバティブ取引）

法律	取引名称	勧誘等行為	取引所取引
金商法	商品関連市場デリバティブ取引 (対個人顧客)	不招請勧誘	可能
		訪問・電話による勧誘受諾意思確認	禁止
	上記以外の市場デリバティブ取引 (同上)	不招請勧誘	可能
		訪問・電話による勧誘受諾意思確認	可能

②個人顧客に対する訪問・電話による勧誘規制（商先法VS金商法）

法律	取引名称	勧誘等行為	取引所取引	
			損失が限定される	損失が限定されない
商先法	商品先物取引	不招請勧誘	可能	禁止
金商法	商品関連市場デリバティブ取引 (対個人顧客)	不招請勧誘	可能	
		訪問・電話による勧誘受諾意思確認	禁止	

以下の通り、店頭デリバティブ取引と市場デリバティブ取引の間の規制の段差を指摘する意見もあった。

(3) 店頭デリバティブ取引と市場デリバティブ取引の間のバランスの取れた規制の整備に関する意見
(レバレッジ格差の是正(商先法第214条第10号、同省令第103条第5項))

意見の概要は以下の通り。

取引所取引(=市場デリバティブ取引)は、法令が定めるルールにより厳格に管理・運営され、清算機関による清算が実施されているが、店頭デリバでは市場デリバほどの規制はなされていない。そのような状況であるにも関わらず、現状取引所取引は店頭デリバティブ取引よりレバレッジが低くなるケースも多々あるので、この「逆転状況」については適正化されることが望ましい。

下表は2024年4月17日の清算値・帳入値段ベースで、金・原油に係る先物(=取引所取引)と同商品CFD(=店頭商品デリバティブ取引)のレバレッジを比較したものであるが、現行法制度において商品CFDが一律20倍のレバレッジに設定可能なことに対して、原油取引においては、厳格なルールに基づいて運営されている取引所取引に係るレバレッジ率がCFDのそれを下回っており、レバレッジにおいて、CFD取引が取引所取引よりかなり有利な状況となっていることが窺える。

先物 vs CFD 比較	取引所取引 (OSE 商品先物 (期先))				CFD
	清算値・帳入値段	取引単位	証拠金額	レバレッジ	レバレッジ (法定上限値)
	(a)	(b)	(c)	(d)=(a)×(b)÷(c)	
金	11,803円/g	1,000g/枚	344,000円/枚	約34倍	20倍
原油	81,160円/kl	50kl	332,500円/枚	約12倍	20倍

根拠のあるリスク計算による証拠金の算出を行い、また、清算参加者にとって負担の軽くない清算基金や各種の緊急証拠金制度、加えてJSCC自体の準備資本など、堅牢なクリアリング制度を持つ取引所取引に比べ、業者の信用リスクのみに依拠するCFDのレバレッジが高いことは制度矛盾であると考えられ、取引により生じた利益金が投資家に確実に支払われるための制度設計も万全とは言えない状況である。CFDを提供する業者が清算機構と同等の体制をとらない限り、レバレッジ率に関しては金融商品系のCFDと同様に10倍ないしそれ以下に引下げるのが正しい在り方ではないか(株価指数関連店頭デリバティブ取引に係る約定時必要預託額、金商法業府令第117条第21項第2号)。業者と顧客との間の取引約款についても、取引所取引における受託契約準則のように標準化されたものではなく、最終的には裁判でその適正性を判定してもらう、というのが現状であり、投資家保護の観点においても取引所取引との間に段差があり、これについても是正されるべきではないか。

上記の状況等により、現状ではOSEを含むコモディティの先物取引事業を開始するよりも、商品CFD事業を開始する方が、業者負担が小さく、顧客利便性も高いと想定されることから、業者が取引所取引を選択しない一因になっていると思料する。

その他、総合取引所の活性化に資するものとして以下の意見が開陳された。

(4) 規制体系・当局の統一化（二法規制の解消）に関する意見

商品先物取引は商先法（＝経産・農水省）、商品関連市場デリバティブ取引は金商法（＝金融庁）という状況は、それぞれ少しずつルールが異なることから、顧客、事業者、取引所、ひいては国民のいずれにとっても分かりにくく非効率であり、簡素で分かりやすい枠組み作りが必要である。そのためには、米国商品先物取引委員会（CFTC）のように、デリバティブ取引を横断的に監督する機関を創設することが望ましい。

もしくは次善の策として、取引所運営の監督と受託業務の監督を別個の規制体系とすることは考えられないか。

現状、金商法、商先法において、それぞれ別個の体系として、取引所運営から取引受託業者（金商業者、商品取引員）における投資家勧誘や受託にわたるルールが個別に定められているが、特に受託業者における投資家からの先物取引の勧誘及び受託行為においては、商品性の違いはあるものの同様の受託行為であり、多数の受託業者の参加を促すためにも、取引受託におけるルールの統一化は必要不可欠である。こちらについては金商法による一本化が望ましい。

しかしながら、特にコモディティにおいては主管する「官」と、「民」、特に当該コモディティを当業者として取り扱う法人等との共同作業としての市場の設置・運営が求められるところであり、当該事業を所管する経産省、農水省が積極的に参加できるフレームワークが望ましいことから、取引所運営や当業者に相当する部分のみを商先法に残すといった法制度とすれば簡素で分かりやすい仕組みになるのではないかと思料する。

(5) 新規商品上場関係の規制の見直しに関する意見

CME、ICE、SGX等、各国の先物取引所運営を見ると、新商品の追加上場スピードが早く、時代に即した商品を適時追加している状況が見られる。本邦においても、上場商品のスクラップ&ビルドによる時代的ニーズのある上場商品群の創出は、経済活動における適切なリスクヘッジの場の提供としても必要不可欠と考えられ、例えば、新商品上場関係の規制緩和（発起人等を含む前要件の緩和等）について検討されることが望ましい。

(6) デリバティブ取引と上場株式等との損益通算（所得税法）に関する意見

現在、デリバティブ取引に係る所得及び上場株式等に係る所得については、いずれも申告分離課税で税率20%（これに復興特別所得税が加算される。）と、「同じ課税体系」、「同じ税率」とされている。

投資家に課される税制については、すべての金融所得を損益通算して一体的に課税する「金融所得課税の一元化」が世界の潮流であり、これを実現することで簡素で分かりやすい税制とし、我が国の「貯蓄から投資へ」の流れを加速させることが必要ではないか。

また課税方式については、現金資産の裏付けのある所得を課税対象とする所得税法の一般原則とも整合する実現損益課税が望ましいのではないか。

総合取引所への証券会社の参入が進まない要因に関して以下の指摘があった。

(7) 証券会社（及び当業者）の参入停滞要因に関する指摘

システムベンダー不足・人材不足

(1) システムベンダー

証券会社が商品デリバティブ取引に参入するときには、取引システム開発のためのコストや時間についてだけではなく、「有価証券デリバティブと商品デリバティブの両方のノウハウを持つベンダーが限定的」であることが障害となっている。これは、低流動性が続く商品デリバティブ市場の現状を見て、証券会社・システムベンダーがともに商品デリバティブ取引のためのシステム開発を躊躇しているからではないか、との意見があった。

(2) 人材

システムのみならず、商品デリバティブ取引業務に従事する能力・経験を有する人材が不足している。総合化を含む度々の制度変更で過去商品先物取引業に従事していた人材が、他社での経験を活かして働こうとしても現在の制度に対応ができない。そのため真に実務ができる人材の採用が困難であり、このことが見えない参入障壁になっている可能性もある、との意見があった。

総合取引所への新規事業者の参入促進・既存事業者の利便性向上に関して以下の意見の開陳があった。

(8) 新規事業者の参入促進・既存事業者の利便性向上に関する意見

標記件に関して、概要以下の①、②のような意見開陳があった。

① 清算基金高騰の更なる抑制

「JSCCに預託する清算基金についてはOSEによる70億円規模の資金拠出やJSCCによるCF算出方法の見直し、その後のIM算出方法の見直し等の取組みにより、清算参加者各社の財務負担は一定程度減少した。過度に高すぎる清算基金額が設定されると財務内容は健全であるにも関わらず、清算基金預託額が不足していることにより取引停止措置を受ける清算参加者が発生する事態も生じかねないが、そのような事態は市場の信頼毀損にもつながるし、新規事業者の参入障壁にもなりかねない。

国際基準に則って制度設計をすることで海外からの参加者を呼び込みたいとの考え方は理解できる部分もあるが、清算基金額の算出に当たっては、参加者が十分に存在する大きな市場とはいえない日本の商品市場の現状を踏まえて、計算方式、預託必要額の判定頻度、最大リスクテイカー及び純資産額が末尾である社の数、それらの社の負担割合、余剰証拠金の考慮の仕方等について恒常的な検討・改善がなされることが望ましい。」

総合取引所への新規事業者の参入促進策として以下の意見の開陳があった。

②清算参加者が清算機関に預託した取引証拠金に係る金利の支払い

a.現状

金融商品清算機関が清算参加者に対して金利を支払わない、という現在の商慣習・ルールが当業界における国際化を妨げる要因となっていて、これが以下の事象を誘発している。

① 国内の清算参加者が金利を収益源とするビジネスモデルが発生しない。

(海外の市場仲介業者(以下、「F C M」)はこの金利こそが収益の柱となっている。)

② 海外顧客が直接、日本のF C Mに口座開設することを敬遠

海外顧客は基本的に米ドル預託を望むが、換金性の高い「米ドル」であっても「充用外貨」であるため、場勘の支払いについては有価証券と同等に現金預託不足額の支払いに充当することはできない。

高い金利の米ドルを預託し、金利も戻らず、カバーするのは証拠金のみで「現金不足」発生の際に円転させられる、実質的にこのスキームでは継続不可能で、このような事情があることから、必然的に海外顧客は日本のF C Mを敬遠し、海外(シンガポールなど)F C Mに口座を開設し、オムニバス口座経由で日本市場に発注することになる。

b.対策

対策としては以下のことが考えられる。

イ) クリアリングハウスがクリアリングF C Mに金利を支払う。

ロ) 上記が無理な場合は、清算参加者が余剰現金を手元に置き、金利収入を得て、これを自社の利益および顧客還元できるように法整備を行う。

③電力先物取引への個人事業者の参加解禁

T O C O Mの電力先物は流動性が少なく、E E Xとの間で取扱電力量において格差が拡大している現状がある。卸電力市場の価格に連動した電力価格体系も普及する中、このような市場連動の価格にて電力調達を行う個人事業者が価格変動リスクをヘッジする機会については、現在、制度的に排除されているが、これを続けることはいかがなものか、という意見があった。

これは、これまで成功した商品先物取引の市場(貴金属、石油製品等)において個人の参加が流動性の基礎となったものであることに鑑みれば、流動性をわずかなりとも向上させて市場のヘッジ機能を強化させる観点から個人の参加解禁についても真剣に検討するべきとする意見であった。

個人事業者に電力価格変動リスクをヘッジする機会を(法人参加者と平等に)提供するためにも、個人事業者を含む個人の参加を解禁することが望まれる。このことはエネルギー市場において個人参加が許容されているL N Gや原油との「段差」の解消にも資する。

電力先物取引への個人参加のもう一つの方途として、電力先物を原資産としたE T F等による「間接参加」も選択肢となるのではないかと、という意見もあった。E T F等が取引所により設定されて、個人事業者・投資家が当該商品を売買することで間接的に電力先物市場に参入する環境が整備されることも流動性向上の観点から有効ではないかというものであった。

④ネット証券参入促進

各種規制により対面取引の導入が抑制されている現状では、ネット取引顧客の参入促進が必要不可欠である。リテールを中心としたインセンティブ体系を強化することでネット証券会社の参入を促進してはどうか、との意見があった。

商品先物取引・商品関連市場デリバティブ取引に係る普及啓発活動について以下の意見開陳があった。

(10) 普及啓発活動に関する意見

商品先物取引の社会への浸透のための取組みを強化することが必要。例えば以下のような事項について取引所及び取引業者による協同の取組みができないか別途検討することとしてはどうか、との意見があった。

- ① 価格情報の露出強化⇒価格情報のメディア露出を増加させる取組みを行えないか。
- ② SNS（YouTube）による情報提供の強化
- ③ 『まなぶわかるとうしチャンネル』（YouTube）のようなインフルエンサーを利用した若年層に向けたアピール
- ④ 現在の投資家に広くPRすると同時に、未来の投資家（高校生や大学生）を育成するカリキュラム等が必要ではないか。
- ⑤ ヘッジ機能等、役所がもっと前面に出て市場の有用性について啓発することを促していく

以上

会議開催日程

初回プレ会合	令和5年12月21日（木）午前10時30分～ ・会議の目標について ・座長・副座長の指名について ・議事の進め方について
第1回会合	令和6年1月26日（金）午前10時30分～ ・各委員によるプレゼンテーション ・自由討議
第2回会合	令和6年2月21日（水）午前10時30分～ ・各委員によるプレゼンテーション ・自由討議
第3回会合	令和6年3月26日（火）午前10時30分～ ・これまでの議論における主要論点についての討議
第4回会合	令和6年4月24日（水）午前10時30分～ ・とりまとめ文書（案）についての意見交換

委員名簿

座長	豊トラスティ証券(株)	取締役	松本 一 明
副座長	サンワード貿易(株)	経営企画室長	赤土 大 輔
委員	AIゴールド証券(株)	顧問	水野 慎次郎
委員	岡地(株)	取締役	大木 太 朗
委員	クリエイイトジャパン(株)	取締役	井尾 義 夫
委員	(株)コムテックス	執行役員	後藤 泰 雄
委員	大起証券(株)	取締役	車田 直 昭
委員	フジトミ証券(株)	取締役	島野 寛 志
委員	北辰物産(株)	取締役	五味 学
委員	日産証券(株)	取締役	荒木 文 明
委員	日産証券(株)	取締役	平尾 友 亮

令和 6 年 10 月

令和 7 年度税制改正要望

日本商品先物振興協会

1. 金融所得課税の損益通算範囲の拡大について

〈要望内容〉

申告分離課税を前提として、商品先物取引を含むデリバティブ取引に係る損益、商品ファンドの収益分配金及び償還等に係る損益、そして上場株式等の譲渡損益等に係る損益を含めて幅広く金融商品間の損益通算範囲を拡大し、個人投資家が商品先物取引を含む多様な金融商品に投資しやすい環境を整備すること。

〈要望目的〉

わが国の商品市場及び金融商品市場がその流動性を増大させ、公正な価格形成機能等、期待されている機能を十全に発揮するには、個人投資家が多様な金融商品に投資しやすい環境を整備することが不可欠である。

我が国の個人金融資産は令和 6 年 3 月末時点で約 2,000 兆円を超える規模であるが、その 50%である約 1,000 兆円が現預金で運用・保有されている。この潤沢な個人金融資産が商品・金融商品市場において広範に運用されるためには、金融商品間の損益通算範囲を拡大し、金融所得に係る課税関係をリスク・リターンに応じた簡素で中立的な税制とすることが必要である。

上場株式等の譲渡所得等については、平成 28 年 1 月から特定公社債等の譲渡損益にまで通算範囲が拡大されることとなったが、同じ 20%の申告分離課税である商品先物取引等デリバティブ取引との損益通算は、平成元年に上場株式等の譲渡所得が先行して分離課税となって以降、現在に至るまで認められていない。

また、商品ファンドに係る所得については、源泉分離課税若しくは総合課税とされており、原資産である商品先物取引に係る所得との損益通算、上場株式等の譲渡所得等との損益通算のいずれも認められていない。

個人投資家が多様な金融商品に投資しやすい環境を整備するため、また、2020 年 7 月に取引が開始された商品・金融商品のデリバティブ取引、株式現物を横断的に取扱う総合取引所の活性化のためにも、金融所得課税の損益通算範囲のさらなる拡大が必要であると思料する。

〈期待される効果〉

本改正が実現すると、商品を含むデリバティブ取引及び株式取引において個

人投資家の投資活動及び商品ファンド運用に係る取引が促進され、商品デリバティブ市場においては、流動性が増大することが期待される。その結果、価格変動リスクをヘッジする目的で市場参加する当業者（上場商品の生産・流通・加工等に従事する事業者）や資産運用目的で市場参加する個人投資家・機関投資家の取引利便性が高まり、国民経済の安定成長に大きく寄与することが期待できる。

2. 決済差損失の繰越控除期間の延長について

＜要望内容＞

商品先物取引等のデリバティブ取引に係る損失について、個人投資家が多様な金融商品に投資しやすい環境を整備する観点から、繰越控除期間（現行3年間）を延長すること。

＜要望目的＞

1. と同じく、個人投資家が多様な金融商品に投資しやすい環境を整備することは、わが国の商品市場及び金融商品市場がその流動性を増大させるために不可欠である。

そのためには、現在3年間に限定されている損失の繰越控除期間を延長することが望まれる。

なお、米・英・独は譲渡所得または金融所得の範囲内で無期限に損失の繰越控除が可能であり、フランスでは譲渡所得の範囲内で10年間の繰越控除が可能とされている。また香港・韓国・シンガポールでは商品先物取引に関する所得自体が課税対象となっていない。

＜期待される効果＞

本要望が実現すると、商品市場・金融商品市場で個人投資家の投資活動が促進され、商品市場においては、流動性が増大し価格変動リスクをヘッジする目的で市場参加する当業者（市場に上場されている商品の生産・流通・加工等に従事する事業者）や資産運用目的で市場参加する個人投資家の取引利便性が高まり、国民経済の安定成長に大きく寄与することが期待できる。

3. 外国商品市場取引の決済損益に対する課税方法の変更について

＜要望内容＞

外国商品市場取引の差金等決済に係る取引損益について、申告分離課税とすること。

＜要望目的＞

日本国内において外国商品市場取引の委託又は委託の取次ぎを受ける者は、国内商品市場取引及び店頭商品デリバティブ取引に係る場合と同様、商品先物

取引業者に係る主務大臣の許可を受けなければならない（商品先物取引法第 190 条第 1 項）。さらに、商品先物取引業者は、それらのいずれの取引の差金等決済についても所轄税務署長への支払調書の提出義務を負う（所得税法第 225 条第 1 項第 13 号及び同法 224 条の 5 第 2 項第 1 号）。

このように国内、店頭、外国のいずれの取引種別においても同様に支払調書の提出義務が課され、投資家の取引状況が税務当局に捕捉されているにもかかわらず、外国商品市場取引の決済損益に係る所得は申告分離課税の対象とされていない（租税特別措置法第 41 条の 14）ため、国内商品市場取引等他のデリバティブ取引の決済損益と通算することはできず、給与所得や事業所得などの他の所得と合算して課税総所得金額を算出して超過累進税率を適用する総合課税方式で税額を計算することとなる（所得税法第 22 条、第 89 条）。

商品先物取引または商品関連市場デリバティブ取引においては、国内商品市場と外国商品市場に同一商品（例：金・石油・大豆・とうもろこし等）が上場されていて、それらの商品に係る異市場間裁定取引（同一銘柄に関してある市場で買建て、他の市場で売建てることにより、両者の値差の拡縮から利益を得ようとする取引）のニーズは少なくないが、現行税制では、課税の取扱いが異なることにより相互の損益通算ができず、上記ニーズに対応できていない。リスク・リターンに応じた簡素で中立的な税制により個人投資家が多様な金融商品に投資しやすい環境を整備するためには、外国商品市場取引の決済損益についても、他のデリバティブ取引に係るものと同様に申告分離課税とするべきである。

＜期待される効果＞

本要望が実現すると、外国商品市場と国内商品市場・国内金融商品市場の間での異市場間裁定取引が活性化し、双方の市場において個人投資家の投資活動が促進されるため、価格変動リスクをヘッジする目的で市場参加する当業者（市場に上場されている商品の生産・流通に従事する事業者）や資産運用目的で市場参加する個人投資家・機関投資家の取引利便性が高まり、わが国の国民生活の安定と経済の安定成長に大きく寄与することが期待できる。

以 上